

埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用規程

(目的)

- 第1条 埼玉県カーボンオフセットロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）は、埼玉県内で実施されるカーボンオフセット事業のシンボルとして、事業に係る広報物、制作物等に広く使用しその取組を促進することを目的とするものである。
- 2 この規程は、ロゴマークの使用および管理に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 県内事業者
県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人をいう。
- (2) カーボンオフセット
日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせることをいう。
- (3) オフセットクレジット等
温室効果ガスの排出削減対策活動の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドラインに規定されたオフセットクレジット等をいう。
- (4) 無効化
埼玉県削減量口座簿取扱要綱に基づき、オフセットクレジット等の保有者の申請により、当該オフセットクレジット等を目標設定型排出量取引制度における充実に利用できないものにするをいう。
- (5) 無効化証書
(4)の手続きにより、無効化手続きの申請者に発出されたクレジット記録移転通知書をいう。
- (6) 無効化クレジット
(4)の手続きにより、無効化されたオフセットクレジット等をいう。

(ロゴマーク)

- 第3条 ロゴマークは、「埼玉県カーボンオフセットロゴマーク仕様書」において定める。
- 2 ロゴマークの著作権等一切の権利は、県に帰属する。

(使用の申請)

- 第4条 無効化クレジットの価値を利用することによりカーボンオフセット事業を実施する県内事業者で、ロゴマークの使用を希望する者は、「埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）」に次の各号に係る書類を添えて県に申請し、承認を受けなければならない。
- (1) カーボンオフセット事業の事業内容
- (2) ロゴマークの使用方法（使用者、使用対象、使用期間等）

- (3) 利用する無効化クレジットに係る無効化証書の写し（無効化に係る申請手続中の場合は、当該無効化に係る申請に係る書類の写し）
- (4) その他、県が必要と認める書類
- 2 前項第2号で使用者として申請できる者は、以下のとおりとする。
 - (1) 申請者
 - (2) 利用する無効化クレジットの提供者（当該カーボンオフセット事業に利用するため、申請者に、有償無償を問わず、直接又は第三者を通じて、無効化クレジット又はオフセットクレジット等の価値を譲り渡した者をいう。）
 - (3) その他県が認める者
- 3 第1項第2号で使用期間として申請できる期間は、当該カーボンオフセット事業の終了時までとし、最長1年間とする。ただし、期間満了後に引き続き使用を希望する場合において、再度使用の申請を行うことを妨げない。
- 4 第1項第3号の無効化証書の写しは、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 無効化クレジットの価値を、申請者が保有していること
 - (2) 無効化クレジットの価値が、当該カーボンオフセット事業の目的以外の目的で利用されていないこと
 - (3) 無効化証書（無効化の申請手続中の場合はその申請に係る書類）において、当該カーボンオフセット事業に利用する旨が明記されていること（ただし、(1)及び(2)に関する要件が満たされていると県が認める場合は、この限りではない）
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、申請の必要はないものとする。
 - (1) 県がロゴマークの普及や広報を目的に使用する場合
 - (2) 報道機関が新聞、テレビ等においてロゴマークの報道を目的に使用する場合
 - (3) その他県が申請を要しないと認めた場合

（使用の承認）

- 第5条 県は、前条第1項により申請された内容が適当と認められる場合は、申請者及び前条第1項(2)で申請された使用者に対して「埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用承認書（様式第2号）」により通知するものとする。
- 2 県は、前条第1項により申請された内容が、次の各号に掲げる内容に該当すると認められる場合は、申請者に対し使用を承認しない旨を「埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）」により通知するものとする。ただし、(2)についてはロゴマークを使用することが適当であると県が認める場合は、この限りではない。
 - (1) 法令や公序良俗に反するものに使用すること
 - (2) 営利目的に使用すること
 - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること
 - (4) 使用に関する権利を第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること
 - (5) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること
 - (6) 埼玉県カーボンオフセットのイメージを損ない、又は正しい理解の妨げになることに使用すること
 - (7) 前条第2項に関わらず、ロゴマークの目的と照らして使用することが適切でない者が使用者として申請され、ロゴマークを使用すること

(使用の方法)

第6条 ロゴマークは、承認を受けた者が、承認された使用方法により使用することができる。

2 ロゴマークの使用に際し、使用料等は発生しない。

(使用の変更及び中止)

第7条 承認された申請の事業内容又は使用方法に変更がある場合は、第4条第1項の規定により改めて使用承認の申請を行うものとする。

2 使用を中止する場合は、速やかにその旨を県に申し出るものとする。

(使用時の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用方法で使用する
- (2) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、「埼玉県カーボンオフセットロゴマーク仕様書」に反した使用をしないこと
- (3) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと
- (4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと

(使用者の責任)

第9条 ロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償をロゴマークの使用者(以下、「使用者」という。)に請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(改善の指示)

第10条 県は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合又は第8条に違反していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(使用の禁止)

第11条 使用者が前条の改善に係る措置を講じない場合その他ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対し使用承認を取り消し、ロゴマークの使用を禁止することができる。

(規程に関する事務)

第12条 この規程に関する県の事務は、埼玉県環境部温暖化対策課が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項及びこの使用規定に関して生じた疑義については、県と使用者が協議して定めるものとする。

2 この規程は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、この規程が変更された場合、使用者は変更後の規程に従わなければならない。

附則

この規程は、令和5年3月23日から施行する。

年 月 日

【申請者】

住 所 _____

名 称 _____

代表者職・氏名 _____

【連絡先】

所属・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用申請書

埼玉県カーボンオフセットロゴマークを使用したいので、使用規程を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分（いずれかに○を付けてください。）

新規 変更 継続 （前回承認： 年 月 日 温対第 号）

2 申請者以外の使用者（いずれかに○を付けてください。）

有（別紙のとおり） 無

3 カーボンオフセットする事業の名称

4 使用方法（使用者ごとに使用対象、使用期間等を明記した資料を添付してください。）
別添のとおり

5 添付資料（該当項目にチェックしてください。）

カーボンオフセット事業の事業内容の説明資料

ロゴマークの使用方法の説明資料

無効化クレジットに係る無効化証書の写し

その他（ ）

別紙

使用者①

名称	
代表者職・氏名	
住所	

【連絡先】

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

使用者②

名称	
代表者職・氏名	
住所	

【連絡先】

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

使用者③

名称	
代表者職・氏名	
住所	

【連絡先】

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

使用者④

名称	
代表者職・氏名	
住所	

【連絡先】

所属・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

温 対 第 号
令 和 年 月 日

様

埼玉県温暖化対策課長 深野 成昭
(公印省略)

埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用承認通知書

令和 年 月 日付けで(〇〇から ※申請者と通知対象者が異なる場合)申請のあった埼玉県カーボンオフセットロゴマークの使用について下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

事業実施者	
事業名	
使用方法	
使用期間	
その他留意事項	

温 対 第 号
令 和 年 月 日

様

埼玉県温暖化対策課長 深野 成昭
(公印省略)

埼玉県カーボンオフセットロゴマーク使用不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県カーボンオフセットロゴマークの使用について、下記のとおり不承認とします。

記

事業名	
不承認の理由	